

か交会第 77 号
令和8年6月17日

委 員 各 位

かすみがうら市地域公共交通会議
会 長 宮 嶋 謙
(公 印 省 略)

令和8年度 第2回かすみがうら市地域公共交通会議書面協議
について（通知）

日頃から本市地域交通施策に格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度第2回かすみがうら市地域公共交通会議につきましては、書面協議とさせていただき、協議事項のご確認をお願いしたく存じます。

つきましては、ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、会議資料の内容を確認後、別紙書面協議書を6月26日（金）までにメール又はファックスにてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、期限までにご回答がない場合は承認するものとさせていただきます。

記

協議事項

議案第1号 かすみがうら市地域公共交通確保維持事業に係る計画（案）
について

問い合わせ先

かすみがうら市地域公共交通会議事務局
（都市建設部 都市整備課 担当：君崎・櫻井・保土田）
TEL:029-886-3310（直通）
FAX:029-897-1269
E-mail:toshika@city.kasumigaura.lg.jp

かすみがうら市地域公共交通会議

該当	No.	団体名	所属	役職名	氏 名
第1号	1	かすみがうら市	市長(会長)		宮嶋 謙
第2号	2	関東運輸局茨城運輸支局	企画調整担当	首席運輸企画専門官	羽生 真人
	3	関東運輸局茨城運輸支局	輸送担当	首席運輸企画専門官	柿本 憲治
	4	茨城県政策企画部	交通政策課	交通政策課長	伊藤 豪人
	5	茨城県土浦土木事務所	道路整備第二課	道路整備第二課長	石川 紀元
	6	茨城県土浦警察署	交通課	交通課長	草野 明彦
第3号	7	関東鉄道(株)		常務取締役	廣瀬 貢司
	8	(有) 千代田タクシー		代表取締役	海老原 夏美
	9	(有) 美並タクシー		代表取締役	臼井 忠
	10	霞ヶ浦交通(株)		代表取締役	島田 豊
	11	(有) 神立観光		代表取締役	斉藤 道弘
第4号	12	(一社) 茨城県バス協会		専務理事	古賀 重徳
	13	(一社) 茨城県ハイヤー・タクシー協会	(監査)	専務理事	服部 透
第5号	14	関東鉄道(株) 労働組合		書記長	山口 直己
第6号	15	かすみがうら市議会		議長	来栖 丈治
第7号	16	かすみがうら市区長会	(監査)	副会長	齊藤 英雄
	17	かすみがうら市老人クラブ連合会		会長	佐藤 俊治
	18	かすみがうら市PTA連絡協議会		会長	石塚 正敏
	19	かすみがうら市商工会		会長	川井 義久
	20	地域女性団体連絡会		会長	相馬 てる子
第8号	21	筑波大学大学院システム情報工学研究科		教授	谷口 綾子
第9号	22	土浦市	都市政策部	都市政策部長	飯泉 貴史
	23	行方市	企画部	企画部長	中川 稔
	24	かすみがうら市	総務企画部	総務企画部長	横田 茂
	25	かすみがうら市	保健福祉部	保健福祉部長	羽成 英明
	26	かすみがうら市	産業経済部	産業経済部長	篠崎 政彦
	27	かすみがうら市	都市建設部	都市建設部長	仲澤 勤
	28	かすみがうら市	教育委員会	教育部長	斎藤 隆男

令和 9 年度 かすみがうら市地域公共交通確保維持事業に係る計画(案)

【令和 9 年度】

令和 8 年 10 月～令和 9 年 9 月

令和 8 年 6 月

かすみがうら市公共交通会議

(名称) かすみがうら市公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

当市では、通勤通学はもとより、買い物や通院等の目的も含め、土浦方面への移動ニーズが高い。特に霞ヶ浦地区は、平成21年3月31日に民間路線バスが全廃となり、移動手段を持たない高齢者等の日常生活に大きな影響が出始め、効率的・効果的な交通手段の確保が重要な課題となっていた。このため、当市の広域的な交流を支える役割を担うとともに、中心市街地の活性化、安心して生活できる市民生活の確保など、まちづくりの観点から総合的な公共交通の連携・再編が求められ、「市地域公共交通総合連携計画」に基づき平成24年度に霞ヶ浦広域バスの本格運行を開始した。

霞ヶ浦広域バスは、行方市・当市・土浦市の3市を跨ぐ広域路線で、総合病院を經由し、JR土浦駅及び幹線系統へ接続している。そのため、通勤通学、買い物、通院等の各目的を網羅していることから、乗客層は学生から高齢者と多岐に渡っており、住民にとって生活に必要不可欠な路線となっている。したがって、地域公共交通確保維持事業により、霞ヶ浦広域バスを存続し、住民の利便性の確保・維持することが非常に重要となる。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・利用者数の維持 目標 37,000人/年（現状：42,737/年）
- ・収支率の改善 目標 68%（現状：51.2%）
- ・通学者向けの定期券「スクールパス」の販売枚数の増加 20枚/月（現状：8.4枚/月）

(2) 事業の効果

JR 土浦駅から玉造駅まで霞ヶ浦地区を東西に結び生活交通幹線路線を担う霞ヶ浦広域バスは1日5往復で毎日運行しており、利用者数は増加傾向である。スクールパスの販売件数は微増である。市民の移動ニーズの高い土浦方面へアクセスできる路線のため地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金等を活用し路線の維持及びサービス水準の向上が図れる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・便数、ルート、運行ダイヤの検討（市交通会議、事業者） ・公共交通の安全性の確保と広報周知（市交通会議） ・公共交通ガイドの作成と市内全戸配布（市交通会議） ・リアルタイムバス位置情報等情報提供の維持及び拡充検討（市交通会議） ・学生（高校生）ニーズ調査の実施（市交通会議） ・学生が利用しやすい運行ダイヤの検討・改正（市交通会議、事業者）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
「表 1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
土浦市、行方市及びかすみがうら市地域公共交通会議は、運行事業者への補助金額について、霞ヶ浦広域バスの運行経費から運行に伴う収入および国庫補助金を控除した額を、各市内の運行距離に応じ負担することとしている。地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額：13,591,375 円（R7 実績による見込み額）
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・運行事業者が毎月の利用者数、販売数を調査し、市交通会議が年間利用者数の動向を整理する。 ・運行事業者が毎年度、運行収入、運行経費、収支率を調査し、市交通会議がその動向を調査する。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及 びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 22 年 3 月 かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定
- ・平成 24 年 6 月 28 日（平成 24 年度第 2 回会議）
生活交通ネットワーク計画について協議 承認
- ・平成 25 年 2 月 22 日（平成 24 年度第 3 回会議）
生活交通ネットワーク計画変更について協議 承認
- ・平成 25 年 6 月 27 日（平成 25 年度第 2 回会議）
生活交通ネットワーク計画について協議 承認
- ・平成 26 年 6 月 23 日（平成 26 年度第 2 回会議）
生活交通ネットワーク計画について協議 承認
- ・平成 27 年 6 月 23 日（平成 27 年度第 2 回会議）
生活交通確保維持改善計画について協議 承認
- ・平成 28 年 6 月 24 日（平成 28 年度第 2 回会議）
生活交通確保維持改善計画について協議 承認
- ・平成 29 年 7 月 13 日（平成 29 年度第 2 回会議）
生活交通確保維持改善計画について協議 承認
- ・平成 30 年 6 月 12 日（平成 30 年度第 2 回会議）
生活交通確保維持改善計画について協議 承認
- ・令和元年 6 月 25 日（令和元年度第 2 回会議）
生活交通確保維持改善計画について協議 承認
- ・令和 2 年 6 月 22 日（令和 2 年度第 2 回会議）
生活交通確保維持改善計画について協議 承認
- ・令和 3 年 6 月 25 日（令和 3 年度第 2 回会議）
生活交通確保維持改善計画について書面協議 承認
- ・令和 4 年 6 月 22 日（令和 4 年度第 2 回会議）
地域公共交通計画認定申請について書面協議 承認
- ・令和 5 年 6 月 29 日（令和 5 年度第 1 回会議）
地域公共交通計画認定申請について書面協議 承認
- ・令和 6 年 6 月 24 日（令和 6 年度第 2 回会議）
地域公共交通計画認定申請について書面協議 承認
- ・令和 7 年 6 月 26 日（令和 7 年度第 2 回会議）
地域公共交通確保維持事業に係る計画について 承認
- ・令和 8 年 6 月 17 日（令和 8 年度第 2 回会議）
地域公共交通確保維持事業に係る計画（案）について書面協議

19. 利用者等の意見の反映状況

市地域公共交通計画策定の際に市民アンケートと意見公募を実施した。主に霞ヶ浦広域バスが走行する市内霞ヶ浦地区住民からは、霞ヶ浦広域バスの増便など、利便性向上を要望する意見が挙げられており、当該路線における期待と重要性が感じられる。増便を要望する声は多いものの、現状の収支率では、増便は難しい状況である。そのため、より利用しやすい運行ダイヤの検討や、収支率向上に重点をおいた計画とした。

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
茨城県	かすみがうら市	かすみがうら市地域公共交通会議	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	24,228 人
交通不便地域等（人）	人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

別 紙

かすみがうら市地域公共交通会議事務局
(かすみがうら市 都市建設部 都市整備課) 行
FAX : 029-897-1269
E-mail : toshika@city.kasumigaura.lg.jp

令和 8 年 月 日

令和 8 年度 第 2 回かすみがうら市地域公共交通会議 書面協議書

協議事項 ※会議資料をご確認いただきどちらかに☑を付してください。

(1) 議案第 1 号 かすみがうら市地域公共交通確保維持事業に係る計画(案)について

☐ 承認します ☐ 承認しません

承認しない理由

かすみがうら市地域公共交通会議委員

団体・会社名

職・氏名